

令和6年2月22日

関係各位

鉄道の安全輸送の確保に対する今後の取り組みについて

令和5年8月6日に発生しました弊社大鰐線（大鰐駅～宿川原駅間）での脱線事故及び同年9月25日からの長期に亘る運休を生じさせたことに関して、利用者及び沿線住民、関係機関の多くの皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今般、国土交通省東北運輸局による保安監査における改善指示に基づき、今後の対策等を含めた改善措置状況報告書（令和6年2月22日付）を提出し、報告いたしましたのでお知らせいたします。なお、報告の概要は別紙のとおりです。

弊社といたしましては、安全対策において、今一度安全管理の重要性を再認識するとともに、全社員を対象とした教育訓練を徹底し、輸送の安全確保と安全意識の向上に努めてまいります。また、外部機関と施設管理体制の連携強化を図ることとし、安全・安心な公共交通機関としての役割を果たし、皆様の信頼回復を目指して努力を重ねていく所存でございます。

弘南鉄道株式会社

東北運輸局からの改善指示に基づく改善報告について

1. 実施基準等に基づく検査等が適切に実施されるよう改善を図ること。また、軌道の維持管理体制を見直すこと。

《是正措置》

施設管理者は、現行の実施基準の記述を見直し、現場管理者と検討を行い、各検査の内容や方法について、進捗状況を共有するほか、現場における問題点を収集できるように日々の報告で確認することとしました。また、「定期検査の報告作業の流れ」を作成し、検査の進捗状況についての報告体制を整備いたしました。

現場係員に対し、各種検査における検査事項の重要性と補修方法の知見を向上させる指導教育を毎年行うこととし、測定機器の取扱いについても教育訓練を年1回以上行い、認識の統一を図ることとしました。

検査簿への記入は、記載漏れ防止のため、検査を行った者がその都度必要事項まで記入し、現場管理者に検査簿を提出した際には、検査の内容報告とともに要注意箇所であるR=240m以下の急曲線部についての報告を徹底することとし、令和6年度から確実にまいります。

規定類での誤解を招く恐れのある記載表現については、誰が見ても理解できるように改め、基準認識を統一することとし、現場管理者は、レール摩耗検査表の記載内容をレールの摩耗状態が数値により明確に判断できる内容に見直し、レール摩耗の状態管理を徹底することとしました。

動揺検査においては、冬期間であっても確実にを行うこととし、箇所の特定制及び巡回時の要確認箇所の特定制と必要な措置対応に繋がるよう体制を強化いたしました。

軌道変位検査の検査表を新たに作成し、超過箇所及び補修内容が一目で確認できる検査簿に改めることとし、令和6年4月から実施いたします。

2. プラットホームが建築限界を支障しないよう、速やかに必要な措置を講ずること。また、実施基準等に基づく施設の保守管理が適切に実施されるよう改善を図ること。

《是正措置》

本社（技術課）は、曲線ホームの建築限界について外部機関の知見を取入れ、基準値の再確認を行うと共に、現場管理者と情報を共有することとしました。

現場管理者は、現場係員に対し、軌道施設実施基準についての教育訓練を年に数回行うこととし、プラットホームの検査マニュアルに則った検査方法の指導教育を徹底することとした。また、補修方法については、必要に応じて施設管理者と協議し、実効性のある補修体制とし、超過箇所は、外部機関の知見を取入れ、令和6年度に補修を実施いたします。

3. 軌道施設実施基準第8条に基づく軌道整備心得第4条に規定する線路巡視について、「本線路は毎週少なくとも1回巡視しなければならない。」とされているにもかかわらず、令和4年12月から令和5年2月まで実施していなかったことを確認した。よって、線路巡視について、実施基準等に基づく巡視が適切に実施されるよう改善を図ること。

《是正措置》

冬期間（積雪時）の線路巡視についても、徒歩巡回が難しい場合は列車巡視により行うこととしました。

施設管理者は、月初めに線路巡視検査簿の確認を行い、必要に応じて現場管理者から説明を受けることとしました。線路巡視検査の必要性や、夏季・冬季による線路状況の違いなど、注意箇所や検査時の着眼点について、外部機関による専門的知見を得て現場係員への指導教育を徹底することとしました。

4. 施設の保守管理を行う工務区の係員の経験が浅いこと、現場の責任者が不在となっていたこと、更に本社には保線関係の専門的知見を有した職員が在籍していなかったことから、施設の保守管理体制が脆弱であることを確認した。よって、施設の保守管理を確実に実施するため、管理者及び施設係員に対し必要な教育及び訓練を実施するとともに、社内の保守管理体制を強化すること。なお、今後、管理者及び施設係員に対する教育及び訓練の実施にあたっては、管理者及び施設係員の経験及び知悉度に応じて内容の見直しを図るとともに、外部組織が主催する研修や会議への参加及び専門機関等の積極的な活用を検討すること。

《是正措置》

社長は、令和5年8月6日の脱線事故を受け、令和5年8月25日に開催した業務連絡会議において、改めて安全運行の原則の遵守及び安全管理規程に基づく施設管理を徹底することを全社員に周知をしました。また、令和5年8月及び12月、並びに令和6年1月の社内達示により、輸送の安全確保の徹底及び安全意識の向上に努めることについて、全社員に通達し、周知の徹底を図りました。

安全統括管理者（業務部長）は、施設管理者及び現場管理者と共に、線路補修に対する知識及び知見を向上させるため、外部機関の研修会及び講習会に参加することとしました。また、安全管理

体制を見直し、令和6年1月1日付社内達示により技術課長に工務区長兼務を命じ、令和6年1月1日付社内達示により技術課長を施設管理者に指定しました。

施設管理者は、施設管理全体の体制強化を図るため、外部機関及び他事業者の施設管理を学び、教育訓練等を活用して現場係員への情報共有を図ることとしました。

現場管理者は、線路整備の必要性及び保守管理の重要性について教育訓練を定期的に行い、現場係員の安全意識の向上を強化することとしました。

健全な保守管理の実施に向け、令和6年2月7日付けでJR東日本秋田支社長あてに技術支援の協力に関する依頼文を提出し、令和6年2月14日付けで承認についての回答書を受領しました。令和6年3月中には協定書を締結し、令和6年4月からの本実施を目指します。技術支援の内容については、JR東日本における保守管理体制についての情報交換やJR東日本で行われる研修や講習会への参加などを想定しており、個々のスキルアップを図れるよう、引き続き協議を進めていきます。